

「用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農計第2123号農林水産部長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 「管理技術者」とは、<u>契約</u>の履行に関し、<u>業務の管理及び統括等を行う者</u>で、<u>契約書第10条第1項の規定に基づき</u>、<u>受注者が定めた者をいう。</u></p> <p>(6)～(38) [略]</p> <p><u>(39) 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</u></p> <p><u>(40) 「土地改良補償要綱」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）をいう。</u></p> <p><u>(41) 「運用方針」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針」（昭和46年1月11日付け45農地D第994号（設）農林省農地局長通知）をいう。</u></p> <p><u>(42) 「様式」とは、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号）別記（I）用地調査等共通仕様書「様式」をいう。</u></p> <p><u>(43) 「別記」とは、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号）別記（I）用地調査等共通仕様書「別</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 「管理技術者」とは、<u>用地調査業務</u>の履行に関し、<u>業務の管理及び統括等を行う者</u>で、<u>契約書第10条第1項の規定に基づき</u>、<u>受注者が定めた者をいう。</u></p> <p>(6)～(38) [略]</p> <p><u>(39)～(43) [新設]</u></p>

記」をいう。

1-3 [略]

1-4 用地調査等業務の区分 [新設]

この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づく沖縄県農林水産部測量作業規程（変更承認年月日平成28年7月11日付け承認番号国国地第77号）以下「測量作業規程」という。）により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。
- (2) 建物は、「別記」の別記1建物等区分表の表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。
- (3) 工作物は、「別記」の別記1建物等区分表の表2により、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。
- (4) 立竹木等は、「別記」の別記1建物等区分表の表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、その他の立木及び立毛（農作物）に区分する。

1-5 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に用地調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-6 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参

1-3 [略]

1-4 用地調査等業務の区分 [新設]

1-4 業務の着手 [略]

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内に用地調査業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-5 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、

考図書等販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. [略]

3. 調査職員は、必要と認めた場合は、受注者に対し図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

1-7 調査職員

1. ~4. [略]

1-8 管理技術者

1. [略]

2. 管理技術者は、契約図書等に基づき業務の技術上の管理及び成果物の検証を行うものとする。

3. 管理技術者は、用地調査業務等の履行にあたり、土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）または、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4. ~7. [略]

8. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1-9 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、用地調査業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

2. 照査技術者は、用地調査業務の履行にあたり、土地改良補償業務管理者または、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本

各種基準、参考図書等販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2. [略]

3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

1-6 調査職員

1. ~4. [略]

1-7 管理技術者

1. [略]

2. 管理技術者は、契約図書等に基づき業務の技術上の管理を行うものとする。

3. 管理技術者は、用地調査業務等の履行にあたり、土地改良補償業務管理者または、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4. ~7. [略]

8. [新設]

1-8 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、発注者が設計図書において定める場合には、用地調査業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

2. 照査技術者は、用地調査業務の履行にあたり、土地改良補償業務管理者または、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能

語通訳が確保できば可) でなければならない。

3. [略]

4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5. 照査技術者は、全ての照査が完了した段階で、「様式」の検証・照査済一覧表(様式第1号)にとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。

6. 照査技術者は、1-7管理技術者第1項に規定する管理技術者を兼務することはできないものとする。

7. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1-10 担当技術者の資格

1. 受注者は、業務実施にあたって担当技術者を定める場合には、「別記」の別記2業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とする。

2. ~4. [略]

1-11 提出書類 [略]

1. ~2. [略]

1-11 打合せ等 [削除]

(日本語通訳が確保できば可) でなければならない。

3. [略]

4. 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

6. 照査技術者は、1-7管理技術者第1項に規定する管理技術者を兼ねることはできないものとする。

7. [新設]

1-9 業務従事者及び担当技術者

1. 受注者は、管理技術者の管理の下に、用地調査等の業務に従事させる者(補助者を除く。)を定める場合には、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付13農振第3155号)」別記(I)用地調査等共通仕様書「別記1」の業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とする。

2. ~4. [略]

1-10 提出書類

1. ~2. [略]

1-11 打合せ等

1. 用地調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、

1-12 業務計画書 [削除]

1-12 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、調査職員へ提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 用地調査等の業務の着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

1-12 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| <u>(1) 業務概要</u> | <u>(2) 実施方針</u> |
| <u>(3) 業務工程</u> | <u>(4) 業務組織計画</u> |
| <u>(5) 打合せ計画</u> | <u>(6) 成果物の品質を確保するための計画</u> |
| <u>(7) 成果物の内容、部数</u> | <u>(8) 使用する主な図書及び基準</u> |
| <u>(9) 連絡体制(緊急時含む)</u> | <u>(10) その他</u> |

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、調査職員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1-13 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受けた後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、業務完了時は完了後 10 日以内に、農業農整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGR I S）に基づく業務実績データを作成し、

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

- (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。
- (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

1-13 資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料（以下「貸与資料等」という。）を「様式」の資料貸与通知書（様式第 2 号）を添付して受注者に貸与するものとし、受注者は、貸与資料等を受領したときは、速やかに、「様式」の資料受領書（様式第 3 号）を調査職員に提出するものとする。
2. 受注者は、貸与資料等の必要がなくなった場合は、資料返却書（様式第 4 号）を添付し、ただちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与等資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. [略]

1-14 関係官公庁への手続き等

1. ～2. [略]

1-15 地元関係者との交渉等

1. [略]
2. 受注者は、用地調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑

調査職員へ確認依頼をする。調査職員は、業務カルテ確認システムを利用して電子的な承認を行った後、AGRISセンターと受注者に承認済みファイルを送付する。

ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

2. [新設]

1-14 資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. [略]

1-15 関係官公庁への手続き等

1. ～2. [略]

1-16 地元関係者との交渉等

- 1 [略]
2. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施に当たっては、地元関係者か

義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. ～5. [略]

1-17 土地への立入り等 [削除]

1-16 成果物の検証

1. 受注者は、用地調査等業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を検証・照査済一覧表（様式第1号）により提出しなければならない。この場合において、1-17に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測平面図については、各葉ごとに、その他につい

らの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. ～5. [略]

1-17 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う用地調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第13条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、用地調査業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、業務終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

1-18 成果物の検証

1. 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が受注に係る業務の成果物のかしを防止するため、当該成果物を発注者に提出す前に発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなけれ

ては表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し、押印するものとする。

2. 第3章から第23章までに定める業務について、前項の検証業務は管理技術者が行うものとする。

1-17 成果物の提出

1. 受注者は、用地調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示に対して同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、「測量成果電子納品要領（案）」、「設計業務等の電子納品要領（案）」及び「電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考として作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また、当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」 (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html) によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

1-18 関係法令及び条例の遵守 [略]

1-19 検査 [略]

1-20 修補 [略]

1-21 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状

ばならない。この場合において、成果物の検証を行った者は、12用語の定義(29)に定める成果物のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し、押印するものとする。

2. 第3章から第22章までに定める業務について、前項の検証業務は管理技術者が行うものとする。

1-19 成果物の提出

1. 受注者は、用地調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物 (設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。) を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「測量成果電子納品要領（案）」（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

1-20 関係法令及び条例の遵守 [略]

1-21 検査 [略]

1-22 修補 [略]

1-23 条件変更等

1. 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別

態」とは、契約書第 29 条第 1 項に定める天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し該規定に適合すると判断した場合とする。

2. [略]

1-22 契約変更

1. [略]

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 1-21に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- (2) ~ (3) [略]

1-23 履行期間の変更 [略]

1-24 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、用地調査業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査業務の中断については、134 により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) ~ (4) [略]
- (5) 権利者及び第三者並びにその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) [略]

2. ~ 3. [略]

1-25 発注者の賠償責任 [略]

な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に定める不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し該規定に適合すると判断した場合とする。なお、

「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

- (1) 117 第 1 項に定める土地への立入りが不可能となった場合。
- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

2. [略]

1-24 契約変更

1. [略]

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 1-23 に基づき調査職員が受注者に指示した事項
- (2) ~ (3) [略]

1-25 履行期間の変更 [略]

1-26 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は受注者に書面をもって通知し必要と認める期間、用地調査業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による用地調査業務の中断については、134 により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) ~ (4) [略]
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) [略]

2. ~ 3. [略]

1-27 発注者の賠償責任 [略]

1-26 受注者の賠償責任 [略]

1-27 部分使用 [略]

1-28 再委任

1. [略]
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。
3. [略]
4. 受注者は、用地調査業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査業務を実施しなければならない。
なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であってはならない。

1-29 成果物の使用等

1. [略]
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1-30 守秘業務 [略]

1-31 安全等の確保

1. [略]
2. 受注者は、屋外で行う用地調査業務に際しては、用地調査業務関係者だけ

1-28 受注者の賠償責任 [略]

1-29 部分使用 [略]

1-30 再委任

1. [略]
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委任にあたっては発注者の承諾を必要としない。
3. [略]
4. 受注者は、用地調査業務を再委任に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに用地調査業務を実施しなければならない。なお、協力者が、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は沖縄県農林水産部の指名停止期間中であってはならない。

1-31 成果物の使用等

- 1 [略]
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

1-32 守秘業務 [略]

1-33 安全等の確保

1. [略]
2. 受注者は、屋外で行う用地調査業務に際しては、用地調査業務関係者だ

でなく、権利者並びに付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるものとする。

3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り用地調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
4. ～6. [略]
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には権利者、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受注者は、屋外で行う用地調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-32 臨機の措置

1. [略]
2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質及び履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-33 履行報告 [略]

1-34 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [略]

1-35 個人情報の取扱い

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理

けでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるものとする。

3. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り用地調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
4. ～6. [略]
7. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
8. 受注者は、屋外で行う用地調査業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受注者は、屋外で行う用地調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

1-34 臨機の措置

1. [略]
2. 調査職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は履行期間の遵守に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1-35 履行報告 [略]

1-36 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 [略]

1-35 個人情報の取扱い [新設]

するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、2-3業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-36 行政情報流出防止対策の強化

1-36 行政情報流出防止対策の強化 [新設]

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、2-3業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、2-3業務計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければな

らない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1-37 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 用地調査等業務の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

1-37 保険加入の義務 [新設]

第2章 用地調査等の基本的処理

第1節 用地調査等の実施手続き施行の原則

2-1 打合せ等

1. 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 管理技術者等と調査職員は、用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

2-2 現地踏査

受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域内の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概要を把握しなければならない。

2-3 業務計画書

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要

(2) 実施方針

(3) 業務工程

(4) 業務組織計画

(5) 打合せ計画

(6) 成果物の品質を確保するための計画

(7) 成果物の内容、部数

2-1 打合せ等 [新設]

2-1 現地踏査

受注者は、用地調査等の業務の実施にあたり、あらかじめ、発注者または調査職員の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況または土地に定着する建物または物件の状況等の概要を把握するものとする。

2-3 業務計画書 [新設]

<p><u>(8) 使用する主な図書及び基準</u></p> <p><u>(9) 連絡体制（緊急時を含む）</u></p> <p><u>(10) 使用する主な機器</u></p> <p><u>(11) 照査計画</u></p> <p><u>(12) その他</u></p> <p><u>なお、(2) 実施方針又は(12) その他には、1-31 安全等の確保、1-35 個人情報の取扱い及び1-36 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p><u>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</u></p> <p><u>4. 受注者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</u></p> <p><u>5. 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</u></p>	
<p><u>2-4 調査職員への進捗状況の報告</u></p> <p><u>1. 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報（様式第5号）を作成して調査職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。</u></p> <p><u>3. 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。</u></p>	<p><u>2-4 調査職員への進捗状況の報告 [新設]</u></p>
<p><u>2-5 土地への立入り等</u></p> <p><u>1. 受注者は、用地調査等業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、契約書第13条の規定に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち用地調査等業務が円滑に進捗するように努めなければならない。</u></p> <p><u>なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>2. 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物、かき、さく等（以下「障害物」という。）の除去又は土地又は工作物を一時使用する場合には、あらか</u></p>	<p><u>2-5 土地への立入り等 [新設]</u></p>

じめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。

3. 受注者は、調査職員からの指示により障害物の伐除等を行ったときは、障害物伐除等報告書（様式第6号）を調査職員に提出するものとする。

4. 前項の場合において、障害物の伐除等による損失により生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは、受注者と調査職員との協議により定めるものとする。

5. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に業務従事者に携帯させなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

2-6 算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定又は農業農村整備事業等に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

2-2 算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

2-3 土地の面積計算数値の取扱い [削除]

座標法、数値三斜方による場合の計算の表示単位と桁数については、次の各号によるものとする。

(1) 座標法による場合は、長さはメートル単位とし、小数点以下3位、面積は平方メートル単位とし、小数点以下6位まで求めるものとする。

2-7 建物等の計測 [略]

2-8 図面等に表示する数値及び面積計算 [略]

2-9 計算数値の取扱い [略]

2-10 補償額算定調書に計上する数値 [略]

2-11 補償額等の端数処理

建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切捨てとする。

- (1) 補償単価及び資材単価等は、次による。
 - 100円未満のとき1円未満切捨て
 - 100円以上10,000円未満のとき10円未満切捨て
 - 10,000円以上のとき100円未満切捨て
- (2) 共通仮設費及び諸経費にあっては、100円未満を切捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

第3章 権利調査

(2) 数値三斜法による場合は、底辺及び垂線長はメートル単位とし、小数点以下3位、境界辺長はメートル単位とし、小数点以下3位、面積は平方メートル単位とし、小数点以下6位まで求めるものとする。

2-4 建物等の計測 [略]

2-5 図面等に表示する数値及び面積計算 [略]

2-6 計算数値の取扱い [略]

2-7 補償額算定調書に計上する数値 [略]

2-8 補償額等の端数処理

1. 補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1) 補償額算定に必要なとなる資材単価等は、次によるものとする。
 - ① 100円未満のとき1円未満切り捨て
 - ② 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て
 - ③ 10,000円以上のとき100円未満切り捨て
- (2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあっては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。
- (3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。 [削除]
- (4) 各補償金における補償額は、円未満切り捨てるものとする。 [削除]
- (5) 工作物等の補償単価は、次によるものとする。 [削除]
 - ① 100円未満のとき1円未満切り捨て
 - ② 100円以上10,000円未満のとき10円未満切り捨て
 - ③ 10,000円以上のとき100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第 1 節 調査

3-1 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

3-2 地図等の転写

1. 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下「登記所備付け地図」という。）を次の各号に定める方法により行うものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所での換地処分が行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

(1) 転写した地図には、登記所備付け地図の着色に従って着色する。

(2) ～ (3) [略]

2. [略]

3-3 土地の登記記録の調査

土地の登記記録の調査は、3-2 地図等の転写で作成した地図から調査区域内の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

(1) ～ (7) その他必要と認める事項

3-4 建物の登記記録の調査

第 1 節 調査

3-1 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいうものとする。

3-2 地図等の転写

1. 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所での換地処分が行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

(1) 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。

(2) ～ (3) [略]

2. [略]

3-3 土地の登記記録の調査

土地の登記記録の調査は、3-2 地図等の転写で作成した地図から調査区域内の土地について管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け、次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。なお、隣接地についても管轄登記所の登記記録の登記事項証明書等の交付を受け確認するものとする。

(1) ～ (7) その他必要と認める事項

3-4 建物の登記記録の調査

建物の登記記録の調査は、3-2で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) ~ (3) [略]
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) ~ (6) [略]

3-5 権利者の確認調査

1. 権利者の確認調査は、3-3土地の登記記録の調査及び3-4建物の登記記録の調査に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- (1) ~ (2) [略]
- 2. 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) [略]
- (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続関係説明図 (様式第7号)を作成する。
- (3) ~ (4) [略]

3. ~. 5 [略]

3-6 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係につ

建物の登記記録の調査は、3-2地図等の転写で作成した地図から調査区域内に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- (1) ~ (3) [略]
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) ~ (6) [略]

3-5 権利者の確認調査

1. 権利者の確認調査は、3-3土地の登記記録の調査及び3-4建物の登記記録の調査に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等 (以下「戸籍簿等」という。)の交付を受け行うものとする。

- (1) ~ (2) [略]
- 2. 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) [略]
- (2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係。相続の経過を明らかにした相続関係説明図を作成する。
- (3) ~ (4) [略]

3 ~5 [略]

3-6 登記記録外の権利関係の調査 [削除]

受注者は、前各条のそれぞれの調査のほか、土地又は建物の調査において、当該土地又は建物にかかる賃貸借、使用貸借による権利、その他 (土地又は建物の登記記録と異なる真正の所有者が発見された場合も含む) について、これらの権利の内容並びに権利者の住所及び氏名又は名称を当事者からの聴取等より調査するものとする。

3-7 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係

いて、次の各号により行うものとする。

- (1) 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査
墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市区町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞き取りによるものとする。
この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

① ～⑦ [略]

- (2) 墓地使用（祭祀）者の調査

- ① 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。
② それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。

- (3) [略]

3-7 土地利用履歴等の調査

土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壤汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成27年3月31日付け26農振第2274号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

3-8 転写連続地図の作成

3-2 地図等の転写第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) [略]

について、次の各号により行うものとする。

- (1) 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査
墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び管轄する保健所、市区町村職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞き取りによるものとする。この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人の登記記録等により次に掲げる事項を調査するものとする。

① ～⑦ [略]

- (2) 墓地使用（祭祀）者の調査

- ① 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取するものとする。この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用者（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査するものとする。
② それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認するものとする。

- (3) [略]

3-7 [新設]

第2節 調査書等の作成

3-8 転写連続地図の作成

3-2 地図等の転写第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- (1) [略]

<p>(2) 3-3 土地の登記記録の調査第<u>3</u>号で調査した登記名義人の氏名等 (3) [略]</p> <p>3-9 調査書の作成</p> <p>1. 3-3 土地の登記記録の調査から 3-7 土地利用履歴等の調査までに調査した事項については、土地の登記記録調査表 (<u>様式第 8 号の 1、第 8 号の 2</u>)、建物の登記記録調査表 (<u>様式第 9 号の 1、第 9 号の 2</u>)、権利者調査表 (<u>様式第 10 号の 1、第 10 号の 2</u>)、墓地管理者調査表 (<u>様式第 11 号の 1</u>) 及び墓地使用 (祭祀) 者調査表 (<u>様式第 11 号の 2</u>) に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>2. <u>前項</u>の各調査表の編綴は、<u>大字及び字</u>ごとに地番順で行うものとする。</p> <p>3. <u>土地利用履歴等の調査表は、第 55 条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。</u></p> <p>第 4 章 <u>用地</u>測量</p> <p><u>第 1 節境界確認</u></p> <p><u>4-1</u> 公共用地<u>境界</u>の打合せ [略]</p> <p><u>4-2</u> 資料の作成及び立会い [略]</p> <p><u>4-3</u> 境界確定後の図書の作成 [略]</p>	<p>(2) 3-3 土地の登記記録の調査第<u>1</u>号で調査した登記名義人の氏名等 (3) [略]</p> <p>3-9 調査書の作成</p> <p>13-3 から 3-7 までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、権利者調査表、共有者調書、戸籍簿等調査表、墓地管理者調査表及び墓地使用 (祭祀) 者調査表に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>2. 各調査表の編綴は、<u>所在</u>ごとに地番順で行うものとする。</p> <p>3. <u>[新設]</u></p> <p>第 4 章 <u>土地</u>の測量</p> <p><u>4-1</u> <u>土地の測量 [削除]</u></p> <p><u>土地の測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成するための測量作業をいい、原則として、「沖縄県農林水産部測量作業規定 (変更承認年月日平成 20 年 8 月 15 日付け承認番号国国地第 380 号)」 (以下、「測量作業規定等」という。) に規定するところにより行うものとする。 [略]</u></p> <p><u>4-2</u> 公共用地<u>管理者と</u>の打合せ [略]</p> <p><u>4-3</u> 資料の作成及び立会い [略]</p> <p><u>4-4</u> 境界確定後の図書の作成 [略]</p>
--	---

4-4 立会い準備

1. 受注者は、調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で4-6境界立会いの画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を3-3土地の登記記録の調査から3-8転写連続地図の作成の調査結果を基に作成するものとする。
2. [略]

4-5 境界立会いの画地及び範囲

境界立会いの画地及び範囲は、測量作業規程に定めるところによるほか、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通知）第68条に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

4-6 境界立会い

1. 受注者は、4-5境界立会いの画地および範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。
(1)～(2) [略]

4-5 立会い準備

1. 受注者は、調査区域内の私有地等で、所有権、借地権、地上権等で4-6境界立会いの画地及び範囲の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者の一覧表を3-3から3-8の調査結果を基に作成するものとする。
2. [略]

4-6 境界立会いの画地及び範囲

受注者は、調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

- (1) 一筆を範囲とする画地
- (2) 一筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- (3) 一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付13農振第3155号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記2」に定める地目の区分によるものとする。
- (4) 一画地にあつて、土地に付属するあぜ、みぞ、その他これらに類するものが存するときは、一画地を含むものとする。ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。
- (5) 調査区域内の土地の隣接土地等のうち調査職員が必要であると指示した画地。

4-7 境界立会い

1. 受注者は、4-7境界立会いの画地および範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。
(1)～(2) [略]

(3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置する。

(4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色する。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、県有地境界標設置規定（昭和 54 年 4 月 6 日訓令第 12 号）に基づき、関連する権利者全員から土地境界確認書（様式第 12 号）及び用地実測図に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 [略]

第 2 節境界測量

4-7 用地測量の基準点

1. 用地測量に使用する基準点について当該農業農村整備事業等に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。
2. 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じ

(3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときは、用地杭等容易に移動できない標識を設置するものとする。

2. 前項の境界点立会いが完了したときは、県有地境界標設置規定（昭和 54 年 4 月 6 日訓令第 12 号）に基づき、関連する権利者全員から土地境界立会い確認書及び用地実測図に確認のための署名押印を求めるものとする。

3. [略]

4-8 復元測量 [削除]

1. 境界確認に先立ち、不動産登記法第 14 条地図、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は、次の各号により復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものとする。

(1) 3-2 地図等の転写第 2 項により収集した地積測量図等において、復元する範囲は調査職員と協議し、指示を受けるものとする。

(2) 前号で指示を受けた範囲において、収集した地積測量図等に基づき境界杭を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。

(3) 復元測量は、調査職員が境界確認に必要であると認める境界杭について行うものとする。

(4) 収集した資料に基づき復元した現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査し調査職員に報告し指示を受けるものとする。

4-9 土地の測量の基準点

1. 土地の測量に使用する基準点について、当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。
2. 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生

ているときには、調査職員と協議しなければならない。

3. [略]

4-8 境界測量

1. 各境界点の測量を行うに当たっては、用地実測図の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
2. 各境界点等は、連番を付するものとする。

4-9 用地境界仮杭の設置

- 境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15mm）等とする。
 - (3) [略]

ているときは、調査職員と協議するものとする。

3. [略]

4-10 補足基準点の設置 [削除]

境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。ただし、市街地等であってすべての境界点を観測するための補足基準点設置が困難なときは、突出支点を設置できるものとする。

4-11 境界測量

1. 境界測量は、近傍の4級以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができるものとする。
2. 前項の結果に基づき、結果により境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
4. 受注者は、用地実測図等の作成に必要となる建物及び主要な工作物の位置を合わせて観測するものとする。この場合の測定は平板法によることができるものとする。

4-12 用地境界仮杭の設置

- 境界測量等の作業が完了し用地取得等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトランシット法等により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 用地境界仮杭は、木杭（4.5cm×4.5cm×45cm）を基本とする。ただし、分筆されることとなる土地の近傍に2点以上永続性のある境界標（恒久的地物）がなく、位置の特定機能がない場合は、木杭にかえてプラスチック杭（7.0cm×7.0cm×60cm）を用いるものとする。
 - (3) [略]
2. 用地境界仮杭の観測は、4-10 補足基準点の設置第2項の規程を準用す

2. 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

るものとする。〔削除〕

3. 第1項の用地境界仮杭設置に当たり、建物等で支障となって、設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告するものとする。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係に関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

4-13 境界点間測量〔削除〕

1. 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとする。

2. 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以下「用地境界点」という。）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値との測定値の差を比較することにより行うものとする。

第3節面積計算の範囲

4-10 面積計算の範囲

面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

(1)～(3) [略]

2. 土地の取得等補償額算定に計上する面積は、平方メートル単位（小数点以下第3位切捨て）とする。

4-14 面積計算の範囲

1. 面積計算の範囲は、4-6 境界立会いの画地及び範囲に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

(1)～(3) [略]

2 [新設]

4-15 面積計算の方法〔削除〕

面積計算は原則として座標法及び座標値に基づく数値三斜法によるものとする。

第4節用地実測図等の作成

4-11 用地実測図等の作成

1. 用地実測図の作成に当たっては、測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 用地実測図は、次の事項及び調査職員が指示する事項を記入する。

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印
- ② 道路名及び水路名
- ③ 建物及び工作物

(2)～(3) [略]

2. 用地平面図等の作成は、用地実測図から調査職員が指示する事項を記入するものとする。

4-12 土地調書の作成

4-16 用地実測図等の作成

1. 用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項を標準とし、調査職員が指示する事項を記入するものとする。

- ① 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線
- ② 面積計算表
- ③ 各筆の地番、不動産番号、登記地目、土地所有者及び借地人等の氏名又は名称
- ④ 境界辺長
- ⑤ 隣接地の地番、不動産番号及び境界の方向線
- ⑥ 用地の三斜及び数字
- ⑦ 借地境界並びに借地の三斜及び数字
- ⑧ 用地取得線
- ⑨ 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印
- ⑩ 市区町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線
- ⑪ 中心杭点、用地幅杭点及び用地境界杭点の位置
- ⑫ 現況地目
- ⑬ 道路名、水路名
- ⑭ 建物及び工作物
- ⑮ 画地及び残地の面積
- ⑯ その他

(2)～(3) [略]

2. 用地平面図は、用地実測原図から調査職員が指示する事項をトレースする。

4-17 土地調書の作成

受注者は、第3章及び第4章に定める業務の成果物により土地調書 (様式第13号) を作成するものとする。

4-13 予定分筆

調査職員の指示により取得等の区域内の土地を分筆する必要があると認められる場合には、次の各号に定めるところにより予定分筆をするものとする。

- (1) [略]
- (2) 予定分筆後の土地の各筆の面積は、用地実測図等に表示したものによる。
- (3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表 (様式第14号) に記入する。

4-14 用地境界杭の設置

1. 土地等の取得又は権利等を設定した土地等の境界を明らかにするため、「農業農村整備事業に係る用地幅基準及び境界杭等設置要領（平成8年5月22日農地第442号農林水産部長通知）」に基づき、用地境界杭を設置するものとする。

なお、調査職員の指示により、境界杭の長さが90cm以外の杭及び金属釘等を使用することができるものとする。

2. 前項により用地境界杭を設置したときは、「用地境界標識設置図」及び「境界杭設置調書」を作成するものとする。[新設]

第5章 登記資料収集整理等

5-1 登記資料収集整理

登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

受注者は、第3章及び第4章に定める業務の成果物より土地調書を作成するものとする。

4-18 予定分筆

調査職員の指示により取得等の区域内の土地を分筆する必要があると認められる場合には、次の各号に定めるところにより予定分筆をするものとする。

- (1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の各筆の地番を定めるものとする。
- (2) 予定分筆後の土地の各筆の面積は、用地実測図原図等に表示したものによる ものとする。
- (3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には、土地調査表に記入するものとする。

4-19 用地境界杭の設置

1. 土地等の取得又は権利等を設定した土地等の境界を明らかにするため、「農業農村整備事業に係る用地幅基準及び境界杭等設置要領（平成8年5月22日農地第442号農林水産部長通知）」に基づき、用地境界杭を設置するものとする。

第5章 登記資料収集整理等

5-1 登記資料収集整理

登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう ものとする。

5-2 地積測量図 (案) 等の作成

取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等が必要と認められる場合には、地積測量図(案) 及び 土地所在図 (案) 等を作成するものとする。

5-3 協議

受注者は、5-1 登記資料収集整理で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を 受けなければならない。

5-4 責務 [略]

第6章 建物等の調査

第1節 調査

6-1 建物等の調査 [略]

6-2 建物等の配置等 [略]

6-3 法令適合性の調査 [略]

6-4 木造建物

5-2 地積測量図等の作成

取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等が必要と認められる場合には、不動産登記法等で規定する方法で、分筆登記等に必要となる地積測量図、土地所在図及び土地調査書を作成するものとする。

5-3 協議

受注者は、5-1 登記資料収集整理で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を 受けるものとする。

5-4 責務 [略]

第6章 建物等の調査

第1節 調査等

6-1 建物等の調査 [略]

6-2 建物等の調査区分 [削除]

調査区域内に存する建物等の調査を行う場合は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付13農振第3155号)」別記(I)用地調査等共通仕様書「別記4」の建物等区分表によるものとする。

6-3 建物等の配置等 [略]

6-4 法令適合性の調査 [略]

6-5 木造建物

1. 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農振第 2406 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。
2. 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
3. 前 2 項の実施に当たっては、運用方針第 15 別表第 11 に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

6-5 木造特殊建物〔略〕

6-6 非木造建物

1. 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農振第 2406 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。（以下「建物要領」という。））別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。
2. [略]

6-7 機械設備

機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2272 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。

6-8 生産設備〔略〕

6-9 附帯工作物

1. 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（Ⅰ）用地調査等共通仕様書「別記 5」木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。
2. 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
3. 前 2 項の実施に当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針について（昭和 46 年 1 月 11 日 45 農地 D 第 994 号（設））（以下「運用方針」という。）」第 15 付録別表第 11 の補正項目に準じ、係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

6-6 木造特殊建物〔略〕

6-7 非木造建物

1. 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（Ⅰ）用地調査等共通仕様書「別記 6」非木造建物〔Ⅰ〕調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。
2. [略]

6-8 機械設備

機械設備の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（Ⅰ）用地調査等共通仕様書「別記 7」機械設備調査積算要領（以下、「機械設備要領」という。）により行うものとする。

6-9 生産設備〔略〕

6-10 附帯工作物

附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成 27 年 3 月 31 日付け 26 農振第 2273 号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

6-10 庭園 [略]

6-11 墳墓 [略]

6-12 立竹木等

立竹木等の調査は、「別記 1」表 3 の区分ごとに各地区用地対策連絡協議会等が定める調査要領等及び次の各号により行うものとする。

(1) [略]

(2) [略]

② 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

ア～イ [略]

(3) 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。また、樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第 84 条の例により調査する。

(5) ～ (6) [略]

(7) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により第 1 号から第 6 号の調査に準じて行う。

(8) 立毛（農作物）

附帯工作物の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 8」附帯工作物調査積算要領（以下、「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

6-11 庭園 [略]

6-12 墳墓 [略]

6-13 立竹木

1. 立竹木の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 4」表 3 の区分ごとに「別記 9」立竹木等調査要領及び次の各号により行うものとする。

(1) [略]

(2) [略]

② 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 9」立竹木等調査要領及び次により行うものとする。

ア～イ [略]

(3) 薪炭林立木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行うものとする。

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の程度等を調査する。樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても 6-10 附帯工作物の例により調査するものとする。

(5) ～ (6) [略]

(7) 立毛（農作物）

権利者毎に水稻、陸稻、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物（以下「農作物」という。）として取扱うことが相当と認

権利者ごとに水稲、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物（以下「農作物」という。）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。

(9) [略]

6-13 石綿

建物等に石綿が含有されている場合の調査は、「石綿調査算定要領」（平成27年3月31日付け26農振第2275号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「石綿要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

6-14 建物等の配置図の作成

1. 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

(1)～(2) [略]

(3) 用紙は、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本工業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。

(4) 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

(5) 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

(6) 建物、工作物及び立竹木等の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木等ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木等が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) 図面中に次の事項を記入する。

①～⑧ [略]

6-15 法令に基づく施設改善

められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を記入するものとする。

(8) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

(9) [略]

6-13 [新設]

第2節 調査書等の作成

6-14 建物等の配置図の作成

1. 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

(1)～(2) [略]

(3) 用紙は、日本工業規格A3判を用いるものとする。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができるものとする（以下この節において同じ。）。

(4) 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入するものとする。

(5) 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入するものとする。

(6) 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木等ごとに番号を付すものとする。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) 図面中に次の事項を記入するものとする。

①～⑧ [略]

6-15 法令に基づく施設改善

<p>1. <u>法令に基づく施設改善の調査書は、6-3</u>法令適合性の調査の調査結果を基に調査書を作成するものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-16 木造建物</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>6-17 木造特殊建物</p> <p>1. 木造特殊建物の図面及び調査書は、<u>6-5</u>木造特殊建物の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1) 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。</p> <p>(2) 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。</p> <p>6-18 非木造建物</p> <p>1. 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>6-6</u>非木造建物第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。</p> <p>2. 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、<u>6-6</u>非木造建物第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。</p> <p>6-19 機械設備</p> <p>機械設備の図面及び調査書は、<u>6-7</u>機械設備の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。</p> <p>6-20 生産設備</p> <p>1. 生産設備の図面及び調査書は、<u>6-8</u>生産設備の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2. ~3. [略]</p>	<p>1. <u>6-4</u>法令適合性の調査の調査結果を基に調査書を作成するものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-16 木造建物</p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>6-17 木造特殊建物</p> <p>1. 木造特殊建物の図面及び調査書は、6-6木造特殊建物の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1) 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする<u>ものとする。</u></p> <p>6-18 非木造建物</p> <p>1. 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、<u>6-7</u>非木造建物第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。</p> <p>2. 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、<u>6-7</u>非木造建物第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。</p> <p>6-19 機械設備</p> <p>機械設備の図面及び調査書は、<u>6-8</u>機械設備の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。</p> <p>6-20 生産設備</p> <p>1. 生産設備の図面及び調査書は、<u>6-9</u>生産設備の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2~3 [略]</p>
--	--

6-21 附帯工作物

附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2273号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

6-22 庭園

庭園の調査書は、6-10 庭園の調査結果を基に工作物調査表（様式第15号）及び立竹木調査表（様式第16号の1）を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

6-23 墳墓

1. 墳墓の図面及び調査書は、6-11 墳墓の調査結果を基に作成するものとする。
2. 図面は、次の各号により作成するものとする。
 - (1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
 - (2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
 - (3) 土地の取得等の予定線を記入する。
3. 調査書は、工作物調査表（様式第15号）、立竹木調査表（様式第16号の1）及び墳墓調査表（様式第17号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

6-24 立竹木等

1. 立竹木等の図面及び調査書は、6-13 立竹木等の調査結果を基に作成するものとする。
2. 6-13 立竹木等第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
 - (1) 標準地の位置及び面積
 - (2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積
3. 調査書は、立竹木調査表（様式第16号の1）を用いて、補償額の算定に必

6-21 附帯工作物

附帯工作物の調査書は、6-10 附帯工作物の調査結果を基に工作物調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

6-22 庭園

庭園の調査書は、6-11 庭園の調査結果を基に工作物調査表及び立竹木調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

6-23 墳墓

1. 墳墓の図面及び調査書は、6-12 墳墓の調査結果を基に作成するものとする。
2. 図面は、次の各号により作成するものとする。
 - (1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にするものとする。
 - (2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付すものとする。
 - (3) 土地の取得等の予定線を記入するものとする。
3. 調査書は、墳墓調査表、工作物調査表及び立竹木調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

6-24 立竹木

1. 立竹木の図面及び調査書は、6-13 立竹木の調査結果を基に作成するものとする。
2. 6-13 立竹木第5号又は第2号、第3号、第6号及び第8号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。
 - (1) 標準地の位置、面積
 - (2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積
3. 調査書は、立竹木調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事

要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表(様式第16号の2)を、立毛は「立毛調査表」(別記様式第18号)を用いて作成するものとする。

6-25 石綿

石綿の図面及び調査書は、6-13 石綿の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

第3節 算定

6-26 移転先の検討

1. ～3 [略]
- 4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、6-13 建物等の配置図で定める図面を対象となるものを明示するものとする。

6-27 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定 [略]

6-28 木造建物

1. 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-16 木造建物で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。
なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。
2. 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領より行うものとする。

6-29 木造特殊建物

1. 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-17 木造特殊建物で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については用材林調査表を用いて作成するものとする。¥

6-25 [新設]

第3節 算定

6-25 移転先の検討

1. ～3. [略]
4. 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、6-14 建物等の配置図の作成で定める図面を対象となるものを明示するものとする。

6-26 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定 [略]

6-27 木造建物

1. 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-16 木造建物で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。
2. 木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

6-28 木造特殊建物

1. 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-17 木造特殊建物で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2. 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

6-30 非木造建物

1. 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-18 非木造建物で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物 [I] については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物 [II] の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2. 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領より行うものとする。

6-31 照応建物の詳細設計

1. 6-26 移転先の検討第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表 (様式第19号の1、第19号の2)
- (2) 面積比較表 (様式第19号の3)

6-32 機械設備～6-33 生産設備 [略]

6-34 附帯工作物

附帯工作物の補償額の算定は、6-21 附帯工作物で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

6-35 庭園～6-36 墳墓 [略]

2. 木造特殊建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

6-29 非木造建物

1. 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-18 非木造建物で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物 [I] については非木造建物要領により、非木造建物 [II] については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2. 非木造建物の移転料の算定は、調査職員から指示された移転工法により行うものとする。

6-30 照応建物の詳細設計

1. 6-25 移転先の検討第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- (1) 照応建物についての計画概要表
- (2) 面積比較表

6-31 機械設備～6-32 生産設備 [略]

6-33 附帯工作物

附帯工作物の補償額の算定は、6-21 附帯工作物で作成した資料を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

6-35 庭園～6-36 墳墓 [略]

6-37 立竹木等

立竹木等の補償額の算定は、6-24 立竹木で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討し、た上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

7-1 営業その他の調査

営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

7-2 営業に関する調査

1. 法人が営業主である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) ～ (2) [略]

(3) 収益及び経費に関するもの

営業調査表 (様式第20号の1から第20号の4) の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

① 直近3か年の事業年度の確定申告書(控)(写) であって、 税務署受付印のあるもの。

② 直近3か年の事業年度の損益計算書(写) 及び 貸借対照表(写)

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳(写) 及び 固定資産台帳(写)。特に必要と認める場合は直近3か年。

④ [略]

ア 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳 及び 預金出納帳

6-36 立竹木

立竹木の補償額の算定は、6-24 立竹木で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付13農振第3155号)」別記(1) 用地調査等共通仕様書「別記10」立竹木等補償額積算要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

7-1 営業その他の調査

営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう ものとする。

7-2 営業に関する調査

1. 法人が営業主である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) ～ (2) [略]

(3) 収益及び経費に関するもの

営業調査表の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

① 直近3か年の事業年度の確定申告書(控) 写。 税務署受付印のあるものとする。

② 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。 特に必要と認める場合は直近3か年 とする。

④ [略]

ア 正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

イ簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳

(4) [略]

2. ～3. [略]

7-3 居住者等に関する調査～7-4 動産に関する調査 [略]

第2節 調査書の作成

7-5 調査書の作成

7-2、7-3、7-4の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- (1) 営業調査表 (様式第20号の1から第20号の4)
- (2) 居住者調査表 (様式第21号)
- (3) 動産調査表 (様式第22号)

第3節 算定 [略]

第8章 消費税等調査

8-1 消費税等に関する調査等

消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

8-2 調査

1. 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調

イ簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

(4) [略]

2～3 [略]

7-3 居住者等に関する調査 [略] ～7-4 動産に関する調査 [略]

第2節 調査書の作成

7-5 調査書の作成

7-2、7-3、7-4の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- (1) 営業調査表
- (2) 居住者等調査表
- (3) 動産調査表

第3節 算定 [略]

第8章 消費税等調査

8-1 消費税等に関する調査等

消費税等に関する調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいうものとする。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第1項第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

8-2 調査

1. 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に定める事業者である

査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

(1) ～ (12) [略]

(13) 消費税課税事業者届出書（特定期間用）

(14) 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）

(15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書

(16) その他の資料

2. [略]

8－3 補償の要否の判定等

1. [略]

2. 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知））別添－5参考）により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第23号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

9－1 予備調査～9－2 企業内容等の調査 [略]

9－3 敷地使用実態の調査

予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) ～ (3)

ときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

(1) ～ (12) [略]

(13) その他の資料

2. [略]

8－3 補償の要否の判定等

1. [略]

2. 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日付け9－49農林水産省構造改善局建設部設計課長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

9－1 予備調査～9－2 企業内容等の調査 [略]

9－3 敷地使用実態の調査

予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) ～ (3)

<p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① ～② [略]</p> <p>③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料並びに製品等の品目及び数量</p> <p>④ [略]</p> <p>(5) ～ (7) [略]</p> <p>9-4 建物調査～9-5 機械設備等調査 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>9-6 企業概要書</p> <p>企業内容等の調査書は、9-2 企業内容等の調査の調査結果を基に企業概要書 <u>(様式第24号の1)</u> を用いて、作成するものとする。</p> <p>9-7 配置図 [略]</p> <p>9-8 建物、機械設備等の図面作成 [略]</p> <p>9-10 移転計画案の作成</p> <p>1. 予備調査に係る工場等の移転計画案は、9-2から9-5の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) ～ (5) [略]</p> <p>(6) 移転工法(計画)案検討概要書 <u>(様式第24号の2)</u></p> <p>(7) 移転工法(計画)各案の比較表 <u>(様式第24号の3)</u></p> <p>2. [略]</p> <p>(1) 照応建物についての計画概要表 <u>(様式第19号の1、第19号の2)</u></p> <p>(2) 面積比較表 <u>(様式第19号の3)</u></p> <p>(3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表 <u>(様式第19号の4)</u></p>	<p>(4) 敷地内の使用状況等</p> <p>① ～② [略]</p> <p>③ 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量</p> <p>④ [略]</p> <p>(5) ～ (7) [略]</p> <p>9-4 建物調査～9-5 機械設備等調査 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>9-6 企業概要書</p> <p>企業内容等の調査書は、9-2 企業内容等の調査の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。</p> <p>9-7 配置図 [略]</p> <p>9-8 建物、機械設備等の図面作成 [略]</p> <p>9-9 移転計画案の作成</p> <p>1. 予備調査に係る工場等の移転計画案は、9-2から9-5の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1) ～ (5) [略]</p> <p>(6) 移転工法(計画)案検討概要書</p> <p>(7) 移転工法(計画)各案の比較表</p> <p>2. [略]</p> <p>(1) 照応建物についての計画概要表</p> <p>(2) 面積比較表</p> <p>(3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表</p>
---	---

第3節算定 [略]

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査 [略]

第2節 調査書等の作成

10-4 企業概要書

企業内容等の調査書は、10-2 企業内容等の調査の調査結果を基に企業概要書 (様式第24号の1) を用いて、作成するものとする。

10-5 移転工法案の作成

1. 工場等の移転工法案は、6-2 から 6-10 まで、6-12、9-2 及び 9-3 の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1) ~ (5)

(6) 移転工法(計画)案検討概要書 (様式第24号の2)

(7) 移転工法(計画)各案の比較表 (様式第24号の3)

2. 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

(1) 照応建物についての計画概要表 (様式第19号の1、第19号の2)

(2) 面積比較表 (様式第19号の3)

(3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表 (様式第19号の4)

第3節 算定 [略]

第10章 移転工法案の検討等

第1節 調査 [略]

第2節 調査書等の作成

10-4 企業概要書

企業内容等の調査書は、10-2 企業内容等の調査の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

10-5 移転工法案の作成

1. 工場等の移転工法案は、6-3 から 6-11 まで、6-13、10-2 及び 10-3 の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1) ~ (5)

(6) 移転工法(計画)案検討概要書

(7) 移転工法(計画)各案の比較表

2. 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

(1) 照応建物についての計画概要表

(2) 面積比較表

(3) 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表

10-6 補償額の比較 [略]

第11章 再算定業務

11-1 再算定業務 [略]

11-2 再算定の方法

建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。

(1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。

(2) [略]

第12章 土地評価

12-1 土地評価～12-2 土地評価の基準 [略]

12-3 現地踏査及び資料作成

土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

(1) 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

①～③ [略]

④ 幹線道路の種別及び幅員

⑤～⑧ [略]

(2) 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1

10-6 補償額の比較 [略]

第11章 再算定業務

11-1 再算定業務 [略]

11-2 再算定の方法

建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

(1) 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る要綱、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の要綱等により算定するものとする。

(2) [略]

第12章 土地評価

12-1 土地評価～12-2 土地評価の基準 [略]

12-3 現地踏査及び資料作成

土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

(1) 同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成するものとする。

①～③ [略]

④ 幹線道路の種別、幅員

⑤～⑧ [略]

(2) 土地取引事例地調査表取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作

<p><u>標準地につき3事例地程度</u>を収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。</p> <p>①～⑦ [略] (3)～(6) [略]</p> <p>12-4 標準地の選定及び標準地調査書の作成～12-6 残地等に関する損失の補償額の算定 [略]</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>13-1 補償説明</p> <p>補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。</p> <p>13-2 概況ヒアリング等</p> <p>1. 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p><u>2. 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p> <p>13-3 説明資料の作成等</p>	<p>成するものとする。</p> <p>①～⑦ [略] (3)～(6) [略]</p> <p>12-4 標準地の選定及び標準地調査書の作成～12-6 残地等に関する損失の補償額の算定 [略]</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>13-1 補償説明</p> <p>補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（<u>残地等に関する損失の補償</u>を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいうものとする。</p> <p>13-2 概況ヒアリング</p> <p>1. 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。</p> <p><u>2. [新設]</u></p> <p>13-3 現地踏査等 [削除]</p> <p><u>1. 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地状況等を把握するものとする。</u></p> <p><u>2. 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。</u></p> <p>13-4 説明資料の作成等</p>
---	--

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) [略]

13-4 権利者に対する説明 [略]

13-5 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿 (様式第 25 号) に記載するものとする。

13-6 説明後の措置 [略]

第 14 章 地盤変動影響調査等

第 1 節 調査

14-1 地盤変動影響調査

地盤変動影響調査とは、農業農村整備事業等に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物(以下この章において「建物等」という。)に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査(以下「事後調査」という。)をいう。

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) [略]

13-5 権利者に対する説明 [略]

13-6 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。

13-7 説明後の措置 [略]

第 14 章 事業損失に係る建物等調査及び修復費の積算

第 1 節 調査

14-1 調査

調査は、「国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領(昭和 61 年 7 月 1 日 61 構改 D 第 625 号)」(以下「事務処理要領」という。)に準じ、第 2 条第 5 号の建物等の配置及び現況の調査(以下「事前調査」という。)と同第 4 条の損害等が生じた建物等の調査(以下「事後調査」という。)に区分して行うものとする。

14-2 事前調査における一般的事項 [削除]

事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。

(1) 建物の敷地ごとに建物等(主なる工作物)の敷地内の位置関係

(2) 建物ごとに実測による間取り平面及び立面

この場合の計測の単位は、2-4及び2-5、2-6の規定を準用する。

(3) 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所

現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記事項証明書等の交付等の方法により調査を行うものとする。

(4) その他調査書の作成に必要な事項

14-3 事前調査における損傷調査〔削除〕

受注者は、前条の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。

(1) 基礎

(6) 内壁

(2) 軸部

(7) 外壁

(3) 開口部

(8) 屋根

(4) 床

(9) 水回り

(5) 天井

(10) 外構

2. 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

(1) 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定め併せて計測を行うものとする。

(2) コンクリート布基礎等に亀裂等が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測するものとする。

(3) 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測するものとする。

(4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

3. 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うもの

	<p>とする。</p> <p>(1) 原則として、当該建物の工事箇所にもっとも接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度を計測するものとする。</p> <p>(2) 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。</p> <p>(3) 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。</p> <p>(4) 計測の単位は、ミリメートルとする。</p> <p>4. 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>(1) 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測するものとする。</p> <p>(2) 測定箇所は、柱又は窓枠と建付との隙間との最大値の点とするものとする。</p> <p>(3) 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査するものとする。</p> <p>(4) 計測の単位は、ミリメートルとする。</p> <p>5. 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>(1) えん甲板張り等の居室（畳敷の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測するものとする。</p> <p>(2) 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測するものとする。</p> <p>(3) 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査するものとする。</p> <p>(4) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。</p> <p>6. 天井に亀裂、縁切れ雨漏等のシミ等が発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。</p> <p>7. 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。</p> <p>(1) 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室</p>
--	---

につき1箇所、全体で6箇所程度を計測するものとする。

(2) 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。

8. 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

(1) 原則として、すべての亀裂の計測をするものとする。

(2) 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をするものとする。

(3) 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。

9. 外壁に亀裂等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

(1) 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測するものとする。

(2) 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。

10. 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は破損等が発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。

(1) 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測するものとする。

(2) 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂等の幅についてはミリメートルとする。

11. 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。

(1) 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行うものとする。

(2) 給水、排水等の配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況等を調査するものとする。

12. 外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載するものとする。

14-4 写真撮影 [削除]

1. 前条に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の各号により写真撮影するものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。

(1) カラーフィルム又はデジタルカメラを使用するものとする。

(2) 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黑板等と同時に撮影するものとする。

① 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名

② 損傷名及び損傷の程度（計測）

③ 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所

14-5 事後調査における損傷調査 [削除]

1. 受注者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を前3条の定めるところにより調査を行うものとする。

2. 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、14-2 事前調査における一般的事項に準じた調査を行った上で損傷箇所の調査を行うものとする。

14-2 調査 [新設]

14-3 費用負担の要否の検討 [新設]

14-2 調査

1. 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2276号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）により行うものとする。

2. 前項により難しい場合は、調査職員の指示により必要な調査を行うものとする。

14-3 費用負担の要否の検討

1. 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷

の発生が農業農村整備事業等に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに調査職員に報告するものとする。

第2節 調査書等の作成 [削除]

14-6 事前調査書等の作成

受注者は、事前調査を行ったときは、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。

(1) 調査区域位置図

(2) 調査区域平面図

(3) 建物等調査一覧表

(4) 建物等調査書（平面図・立面図等）

(5) 損傷調査書

(6) 写真台帳

14-7 事前調査書及び図面

受注者は、前条の事前調査書及び図面を次の各号により作成するものとする。

(1) 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。

(2) 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成するものとする。

① 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色するものとする。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。

② 縮尺は、500分の1又は1000分の1程度とする。

(3) 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施

した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入するものとする。

(4) 建物等調査図（平面図、立面図等）は、14-2 事前調査における一般的事項及び 14-3 事前調査における損傷調査の事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。

① 建物平面図は、縮尺 100 分の 1 で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入するものとする。

② 建物立面図は、縮尺 100 分の 1 により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入するものとする。

③ その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は 100 分の 1 又は 10 分の 1 程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチによる調査図を作成するものとする。

④ 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成するものとする。

(5) 損傷調査書は、14-2 及び 14-3 の事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載するものとする。

(6) 写真は、撮影したものをカラーサービスクラフト又は印刷し、様式 14-4 に所定の記載を行ったうえでファイルするものとする。

14-8 事後調査書等の作成

受注者は、事後調査を行ったときは、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、14-6 事前調査等の作成各号の調査書及び図面を作成するものとする。

第2節 算定

14-4 費用負担額の算定

1. 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
2. 前項により難しい場合は、調査職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

第15章 費用負担の説明

15-1 費用負担の説明

費用負担の説明とは、農業農村整備事業等に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

15-2 概況ヒアリング等

1. [略]
2. 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

第3節 算定

14-9 費用負担の要否の検討 [削除]

1. 費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認めたものについて、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に適合するかの検討を行うものとする。
2. 前項の検討結果については、すみやかに調査職員に報告するものとする。

14-10 費用負担額の算定

受注者は、費用負担額の算定を指示された場合は、事務処理要領第7条（費用の負担）及び同付録の規定に従って当該建物等の所有者に係る費用負担額の算定を行うものとする。

第15章 費用負担の説明

15-1 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう ものとする。

15-2 概況ヒアリング

1. [略]
2. [新設]

15-3 現地踏査等 [削除]

1. 受注者は、費用負担の説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況及び説明対象とされた建物等を把握するものとする。

15-3 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) [略]

15-4 権利者に対する説明 [略]

15-5 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿 (様式第 25 号) に記載するものとする。

15-6 説明後の措置 [略]

第 16 章 騒音等調査

16-1 騒音等調査

騒音等調査とは、騒音、振動及び井戸に関する調査をいう。

16-2 調査の方法

前条の調査は、「別記 4」騒音等調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表 (様式第 26 号)
- (2) 振動測定結果一覧表 (様式第 27 号)

2. 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

15-4 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前 2 条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) [略]

15-5 権利者に対する説明 [略]

15-6 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を費用負担説明記録簿に記載するものとする。

15-7 説明後の措置 [略]

第 16 章 環境調査

16-1 環境調査

環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいうものとする。

16-2 調査の方法

前条の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 11」の環境調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1) 騒音測定結果一覧表
- (2) 振動測定結果一覧表

(3) 井戸調査表 (様式第 28 号)

第 17 章 事業認定申請図書等の作成

17-1 事業認定申請図書等の作成

1. [略]

17-2 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下この章において「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類等により作成することをいう。

17-3 事業計画の説明 [略]

17-4 現地踏査

事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

17-5 起業地の範囲の検討 [略]

17-6 事業認定申請図書の作成方法

(3) 井戸調査表

第 17 章 事業認定申請図書等の作成

17-1 事業認定申請図書等の作成

1. [略]

2. 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 16 条に規定する事業の認定を受けるため、法第 18 条の規定による事業認定申請書及び添付書類（事前審査のための資料を含む。）を作成することをいうものとする。 [削除]

3. 裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいうものとする。 [削除]

4. 明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいうものとする。 [削除]

17-2 事業認定申請図書の作成 [新設]

17-2 事業計画の説明 [略]

17-3 現地踏査

事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

17-4 起業地の範囲の検討 [略]

17-5 事業認定申請図書の作成方法

事業認定申請図書は、法第 18 条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下この章において「規則」という。）第 2 条並びに第 3 条に定めるところに従うほか、「別記 5」 事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

17-7 事前相談用資料の作成方法

事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

17-8 事前相談用資料の提出

受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

17-9 本申請図書の作成

事業認定機関との事前相談の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

17-10 裁決申請図書の作成

裁決申請図書の作成とは、法第 40 条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

17-11 裁決申請図書の作成方法

1. 事業認定申請図書は、法第 18 条及び法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 2 条並びに第 3 条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 12」の事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

17-6 事前審査用資料の作成方法

発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前審査用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前審査に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

17-7 事前審査用資料の提出

受注者は、前条の事前審査用資料の作成が完了したときは、速やかに、調査職員に当該資料を提出するものとする。

17-8 本申請図書の作成

事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、調査職員の指示により事前審査用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

17-9 裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出 [削除]

裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに調査職員に当該成果物を提出するものとする。

17-10 裁決申請図書の作成 [新設]

17-11 裁決申請図書の作成方法 [新設]

裁決申請図書は、法第 40 条及び規則第 16 条並びに第 17 条に定めるところに従うほか、「別記 5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

17-12 明渡裁決申立図書の作成

明渡裁決申立図書の作成とは、法第 47 条の 3 に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

17-13 明渡裁決申立図書の作成方法

明渡裁決申立図書は、法第 47 条の 3 及び規則第 17 条の 6 並びに第 17 条の 7 に定めるところに従うほか、「別記 5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

第 18 章 物件調書の作成

18-1 物件調書の作成

受注者は、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物より物件調書 (様式第 29 号) を作成するものとする。

第 19 章 保安林解除等申請図書の作成

19-1 保安林解除等申請図書の作成

1. 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。
2. 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 27 条及び 森林法 施行規則（昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号）第 17 条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。
3. 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 2416 号）第 7 条及び 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和 26 年 6 月 23 日農林省令第 40 号）第 14 条に規定する国有林野の使

17-12 明渡裁決申立図書の作成 [新設]

17-13 明渡裁決申立図書の作成方法 [新設]

第 18 章 物件調書の作成

18-1 物件調書の作成

受注者は、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物より物件調書を作成するものとする。

第 19 章 保安林解除等申請図書の作成

19-1 保安林解除等申請図書の作成

1. 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいうものとする。
2. 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 27 条及び 同法 施行規則（昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号）第 17 条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいうものとする。
3. 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 2416 号）第 7 条及び 同法 施行規則（昭和 26 年 6 月 23 日農林省令第 40 号）第 14 条に規定する国有林野の使用申請手続きに要

<p>用申請手続に要する関係書面を作成することをいう。</p> <p>19-2 事業計画の説明</p> <p>保安林解除等申請図書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員等から説明を受けるものとする。</p> <p>19-3 現地踏査 [略]</p> <p>19-4 保安林解除等申請図書の作成方法</p> <p>保安林解除等申請図書は、森林法第 27 条及び同法施行規則第 17 条並びに国有林野の管理経営に関する法律第 7 条及び同法施行規則第 14 条に定めるところに従うほか、<u>「別記 6」</u>保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。</p> <p>第 20 章 完了図書の作成</p> <p>20-1 完了図書の作成 [略]</p> <p>20-2 現地踏査 [略]</p> <p>20-3 完了図書の作成方法</p> <p>1. 県営土地改良事業の完了図書は、<u>「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」</u>（平成 24 年 11 月 20 日付け 24 農振第 1507 号農林水産省農村振興局長通知）により作成するものとする。</p> <p>2. 県営地すべり対策事業の完了図書は、「直轄地すべり対策事業の事務取扱いについて」（平成 12 年 6 月 5 日付け 12 構改 D 第 540 号農林水産省構造改</p>	<p>する関係書面を作成することをいう<u>ものとする</u>。</p> <p>19-2 事業計画の説明</p> <p>保安林解除等申請図書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員から説明を受けるものとする。</p> <p>19-3 現地踏査 [略]</p> <p>19-4 保安林解除等申請図書の作成方法</p> <p>保安林解除等申請図書は、森林法第 27 条及び同法施行規則第 17 条並びに国有林野の管理経営に関する法律第 7 条及び同法施行規則第 14 条に定めるところに従うほか、<u>「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 13」</u>の保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。</p> <p>第 20 章 完了図書の作成</p> <p>20-1 完了図書の作成 [略]</p> <p>20-2 現地踏査 [略]</p> <p>20-3 完了図書の作成方法</p> <p>1. 県営土地改良事業の完了図書は、<u>「国営土地改良事業の事務取扱いについて」</u>（昭和 41 年 12 月 26 日付け 41 農地 D 第 2631 号農林省農地局長通知）及び<u>「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成 14 年 3 月 22 日付 13 農振第 3155 号）」別記（I）用地調査等共通仕様書「別記 14」</u>の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。</p> <p>2. 県営地すべり対策事業の完了図書は、「直轄地すべり対策事業の事務取扱いについて」（平成 12 年 6 月 5 日 12 構改 D 第 540 号農林水産省構造改</p>
--	---

善局長通知) に準じて作成するものとする。

3. 県営海岸保全事業の完了図書は、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」(昭和42年5月9日付け42農地D第519号農林事務次官依命通知) に準じて作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

2-11 内水面漁業権等調査

1. ~ 2. [略]
- 3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。なお、当該調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 漁業協同組合 概要調査
 - (3) ~ (8) [略]
- 4 ~ 6 [略]

21-2 調査の方法

前条の調査は、「別記7」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成 [新設]

22-1 阻害要因の調査及び処理方針の作成

改善局長通知。) 及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付13農振第3155号)」別記(I) 用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。

3. 県営海岸保全施設整備事業の完了図書は、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」(昭和42年5月9日付け42農地D第519号農林事務次官依命通知) 及び「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付13農振第3155号)」別記(I) 用地調査等共通仕様書「別記14」の完了図書作成要領に準じて作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

2-11 内水面漁業権等調査

1. ~ 2. [略]
3. 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。当該調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 漁業協同組合 概要調査
 - (3) ~ (8) [略]
- 4 ~ 6 [略]

21-2 調査の方法

前条の調査は、「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領(平成14年3月22日付13農振第3155号)」別記(I) 用地調査等共通仕様書「別記15」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

第22章 阻害要因の調査及び処理方針の作成 [新設]

阻害要因に関する調査とは、用地補償業務の処理計画を策定するため、事前に用地補償業務における阻害要因を調査し、阻害要因の内容及び用地補償業務における課題（以下「阻害要因等」という。）を取りまとめ、処理方針案を作成する業務をいう。

22-2 現地確認調査

1. 工事施行予定地周辺（以下「当該地周辺」という。）の現地において、目視による阻害要因の確認調査を行うものとする。
2. 阻害要因を確認したときは、写真を撮影するものとする。

22-3 法令規制等の調査

地方公共団体等から法令規制の図面等を入手し、当該地周辺に次の各号に掲げる規制があるか確認を行うものとする。

- (1) 森林法（昭和26年6月26日付け法律第249号）に関する規制
- (2) 砂防法（明治30年3月30日付け法律第29号）に関する規制
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日付け法律第58号）に関する規制
- (4) 都市計画法（昭和43年6月15日付け法律第100号）に関する規制
- (5) 文化財保護法（昭和25年5月30日付け法律第214号）に関する規制
- (6) その他の規制

22-4 登記及び権利に関する調査

登記所備付け地図の転写は第50条を、土地の登記記録の調査は第51条を、権利者の確認調査は、第53条をそれぞれ準用するものとし、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

22-5 現地ヒアリング調査

現地において、次の各号に掲げる者から、当該地周辺の阻害要因の聞き取り調査を行うものとする。

- (1) 土地改良区関係者（職員、地元役員及び総代）
- (2) 地方公共団体職員（農業担当課、公共事業担当課）

(3) 地元精通者（町内会長等）

2 聞き取りを行った際は、記録簿を作成するものとする。

22-6 更新事業資料収集整理

更新事業が計画されているときは、次の各号に掲げる関係資料の収集整理を行うものとする。

(1) 施設関係台帳及び関係図面

(2) 前歴事業計画書及び事業成績書

(3) 施設管理に関する協定等

(4) その他阻害要因に関連する資料

22-7 阻害要因の調査分析及び取りまとめ

1. 22-2 現地確認調査から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（様式第30号の1、第30号の2）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1) 権利者に関する課題（権利者不明、海外居住者、成年後見人ほか）

(2) 登記に関する課題（多人数共有地、地図混乱、境界争い、相続、仮登記、権利設定ほか）

(3) 用地に関する課題（不法占有、不法投棄、土壌汚染、国有地、神社地ほか）

(4) 補償及び事業損失に関する課題（特殊補償、工事損害、残地工事費ほか）

(5) 交渉難航に関する課題（事業反対、不当要求、環境等反対組織ほか）

(6) 法令規制に関する課題（保安林指定地、埋蔵文化財保護規制地ほか）

(7) 更新事業に関する課題（紛争、権利設定期間満了、境界杭未設置、無権原用地ほか）

(8) その他課題（公共施設、地域特性、ほ場整備、他の公共事業ほか）

2. 取りまとめに当たっては、阻害要因の位置を示す地図を作成するものとする。

22-8 阻害要因等に対する処理方針（案）の作成

1. 前条により取りまとめた阻害要因等に対する処理方針（案）を作成するも

のとする。

2. 処理方針（案）は、阻害要因等特定調査票により、次の各号に掲げる項目について取りまとめるものとする。

(1) 阻害要因等の解決方法及び処理方針（案）

(2) 処理に要する期間

(3) 処理に当たっての留意事項

(4) その他

22-9 用地補償処理計画（案）の作成

1. 事業計画、工事実施計画及び前条において取りまとめた阻害要因等特定調査票を基に、施設別に用地補償処理の期間等を表記した用地補償処理計画（案）を作成するものとする。

2. 用地補償処理計画（案）は、用地補償処理計画（案）記載例（様式第31号）を参考に作成するものとする。

第23章 写真台帳の作成

23-1 写真台帳の作成

1. 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行う。

2.～3. [略]

4. 第12章、第16章、第19章、第21章及び第22章についても、前3項各号に準じて処理するものとする。

参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]

第22章 写真台帳の作成

22-1 写真台帳の作成

1. 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

(1)～(5) [略]

(6) [新設]

2.～3. [略]

4. 第12章、第14章、第16章、第19章及び第21章についても、前各号に準じて処理するものとする。

参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]